工事番号	第　　号	稲敷市土木管理部上下水道課

令和　8　年度	市長		部長		課長		補佐		係長		審査		設計者	

令和８年度　柴崎地区配水管布設替工事実施設計業務委託　　起　工　　設　計　書

工事場所　稲敷市　柴崎　地内

設計概要			
	令和８年度　柴崎地区配水管布設替工事実施設計業務委託 φ250　L＝600m	施工方法	~~直営~~　・　請負
		施工期間	令和　年　月　日 令和 9年 3月31日　日間
		延期・中止	月　日　～　月　日 日間
		起工年月日	令和　年　月　日
		完了年月日	令和　年　月　日
		履行期限	
		請負人	

起工・変更理由	

費　　目	起　　工	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	増 △ 減
起　　工　　額				
請負に附する額又は請負金額				
工　事　価　格				
消 費 税 相 当 額				
請 負 決 定 額				

変更工事価格積算基礎　　変更工事価格　＝　変更積算工事価格　×　請負比率　（　起工時の請負決定額＝ / 起工時の請負に対する額＝　）

変更積算工事価格		請 負 比 率		変 更 工 事 価 格
	×		＝	

平面図

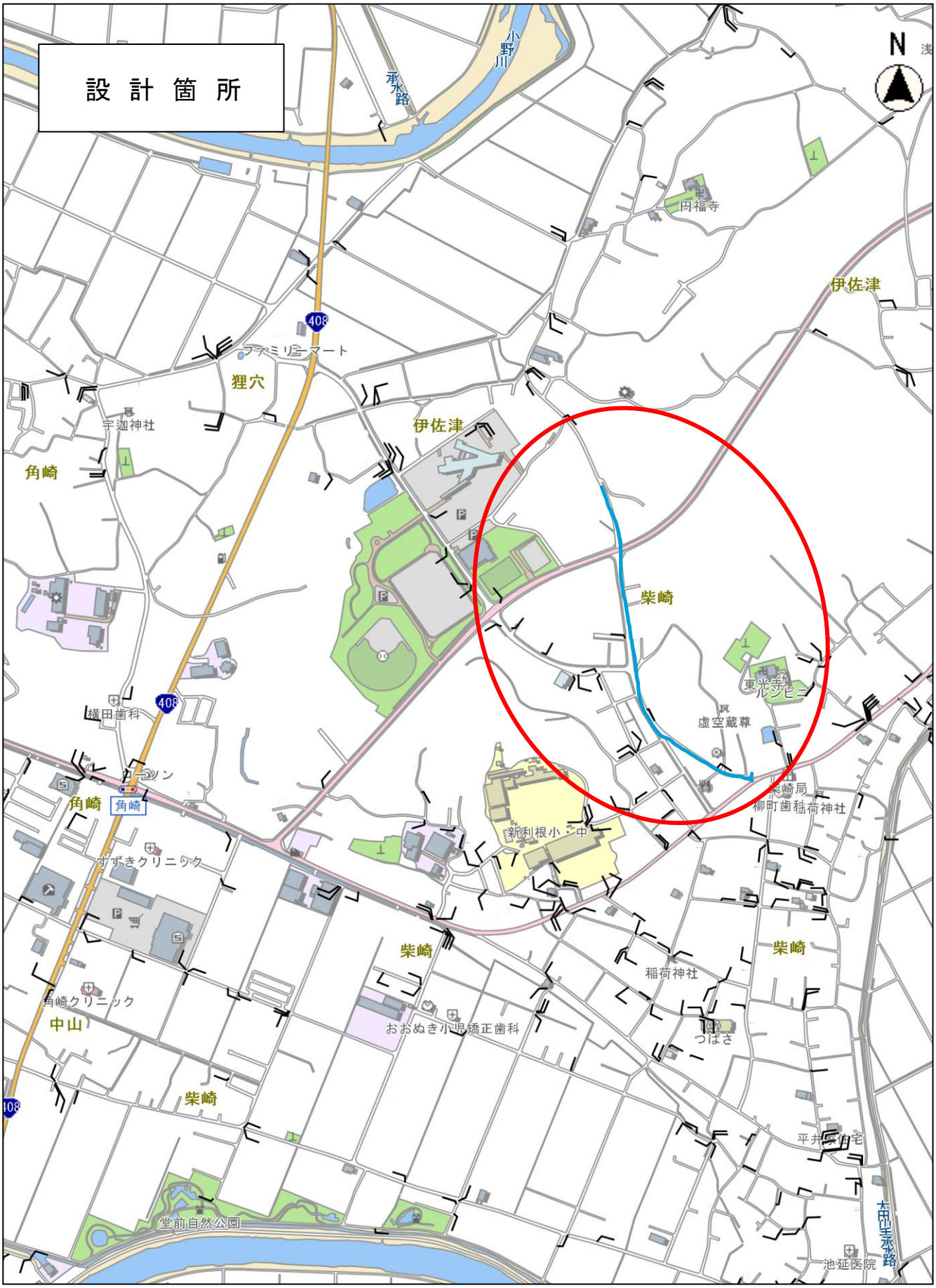

縮尺 1：10000

100 50 0 100 200

令和８年度

柴崎地区配水管布設替工事
実施設計業務委託

仕　様　書

令和８年　１０月

稲敷市土木管理部上下水道課

１．総則

1-1 委託の目的

本業務は、稲敷市土木管理部上下水道課の示す方針に従い、柴崎地区における水道配水管の経年化に伴い、地震災害時における管路の破損を防ぎ、避難所や重要施設への安全で安定した給水を継続的に確保することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本仕様書は、委託者が令和８年度柴崎地区配水管布設替工事実施設計業務委託（以下「業務」という。）を委託に付する場合において適用する主要事項を示すものである。

1-3 業務概念

本業務を遂行するにあたっては、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで相当の経験を有する管理技術者を定め、かつ適切な人員を配置して正確、丁寧にこれを行わなければならない。

1-4 仕様書等の適用

本業務を施行にあたっては、本仕様書のほか特記仕様書、水道施設設計指針･2024、水道工事標準仕様書、実施設計業務委託照査要領等を適用する。

1-5 法令等の遵守

本業務を施行にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-6 守秘義務

業務受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1-7 提出書類

本業務の着手及び完了にあたっては、当局の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

(1)　業務着手届
(2)　管理技術者等選任通知書
(3)　業務工程表
(4)　完了届
(5)　成果品納品書
(6)　その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を得るものとする。

1-8 業務指示及び監督

1-8-1 本業務受託者は、業務を施行するにあたり、当該契約に基づき委託者が定める監督職員と常に密接に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

1-8-2 受託者は、本業務の各作業に着手するときは、当該作業の基本方針について、監督員の承認を受けなければならない。

1-8-3 受託者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、監督職員と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

1-8-4 委託者と受託者の打合せは、着手前１回、中間１回、完成時１回の合計３回以上行うものとする。なお、主要な打合わせには管理技術者が出席するものとする。

1-9 資格要件

受託者は、主任技術者及び技師をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門には、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

1-9-1 主任技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

1-9-2 受託者は、業務の進捗を図るため、技術力に優れた経験豊富な人材で、充分な数の技師を配置しなければならない。

1-10 現場補償

本業務施行のため補償等の対象となるものについては、事前に委託者の指示を受るものとするが、補償は受託者の負担により処理するものとする。

1-11 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、 受託者の負担とする。

1-12 事故の防止

受託者は、現地調査及び設計調査にあたっては、障害その他事故を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法等関連法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。なお、事故等による損害等の生じた場合の補償に要する費用は、受託者の負担とする。

1-13 成果品に対する責任の範囲

成果品の管理及び帰属は、すべて当局にあるものとする。受託者が成果品を公表するについては、委託者の承諾を得なければならない。

1-14 成果品の納期

成果品の納期は、別途、委託者の指示する日までとし遵守すること。ただし、納期前であっても、委託者の要求があった場合は資料を提出しなければならない。

1-15 成果品の審査

1-15-1 受託者は、業務完成時に委託者の審査を受けなければならない。

1-15-2 審査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

1-15-3 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う瑕疵が発見された場合は、受託者はただちに業務の修正を行わなければならない。

1-16 その他

受託者は、現地調査並びに設計調査にあたって土地の立入りをする場合は、地元住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬよう十分心掛けなければならない。

２．特記仕様書

2-1 業務の目的

本業務は令和８年度柴崎地区配水管布設替工事実施設計業務委託を実施することを目的とする。

2-2 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

（1）　打合せ協議（関係官庁協議含む）現地調査

（2）　設計図書作成（設計図面、数量計算書、設計書、特記仕様書等）

（3）　許可申請書作成（河川占用、道路占用等）

（4）　当該工事の発注に必要な各種書類

2-3 委託場所及び委託期間

委託場所　　稲敷市柴崎地内

委託期間　　契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

2-4 成果品

本業務に於いて必要な成果品は、概ね次のとおりとするが、委託者の指示によって提出するものとする。

（1）　工事設計図書

（2）　特記仕様書

（3）　その他

なお、部数、書式及び納品方法についても委託者の指示によるものとする。

2-5 工事概要

令和８年度柴崎地区配水管布設替工事実施設計業務

配水管布設替工事実施設計

内　訳　書

項　目	内　容　・　詳　細	単 位	数 量	単 価	金 額	備　考
直接原価						
1. 直接人件費						
設計協議	第1回、中間、最終	業務				第1号直接人件費内訳
小口径布設替実施設計		式				第2号直接人件費内訳
計						
2. 直接経費						
旅費交通費	ライトバン1,500cc	日				第2号直接経費内訳書
電子成果品作成費		式				
計						
直接原価計						
間接原価						
その他原価		式				
業務原価	直接原価+その他原価					
一般管理費		式				
業務価格						

内　訳　書

項　目	内　容　・　詳　細	単 位	数 量	単　価	金　額	備　考
消費税相当額	業務価格×10%					
業務委託料						

第　1　号　　1式当り

設計協議

直接人件費内訳書

業務項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		備考
設計協議									
初回打合せ									
中間打合せ									
最終打合せ									
計									

第　2　号　　1式当り

小口径布設替詳細設計

直接人件費内訳書

業務項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	金額	備考
現地調査									
設計計画									
各種計算									
図面作成									
数量計算									
審査									
計									

第　3　号　　1日当り

旅費交通費（ライトバン運転1,500CC）

直接経費内訳書

項　　目	内　容　・　詳　細	単 位	数 量	単　価	金　額	備　　考
ガソリン	レギュラー	L				
ライトバン	運転時間当り損料	時間				
ライトバン	運転日当り損料	日				
計						

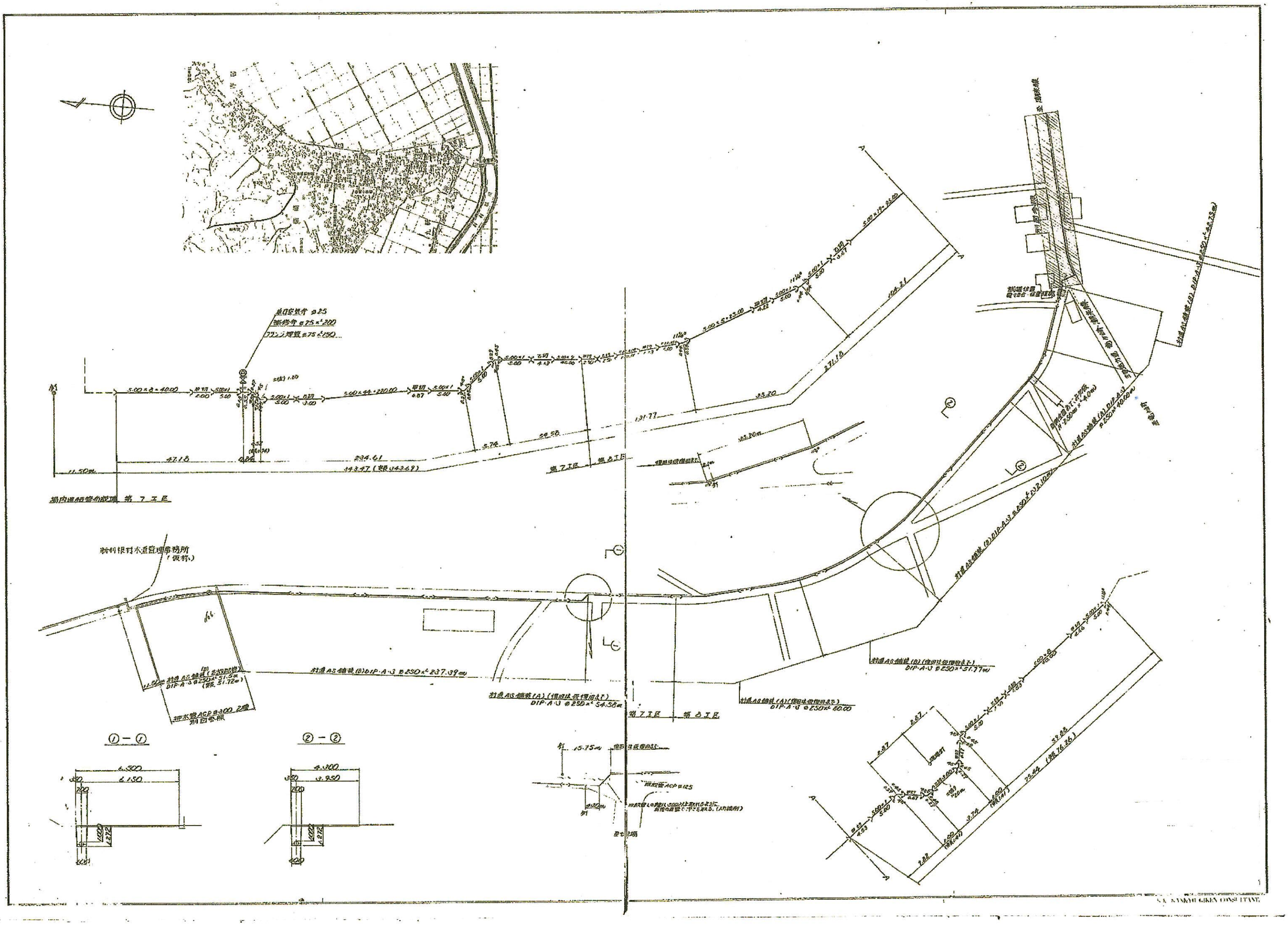

S.K. KYOKYU GIKEN CONSULTANT

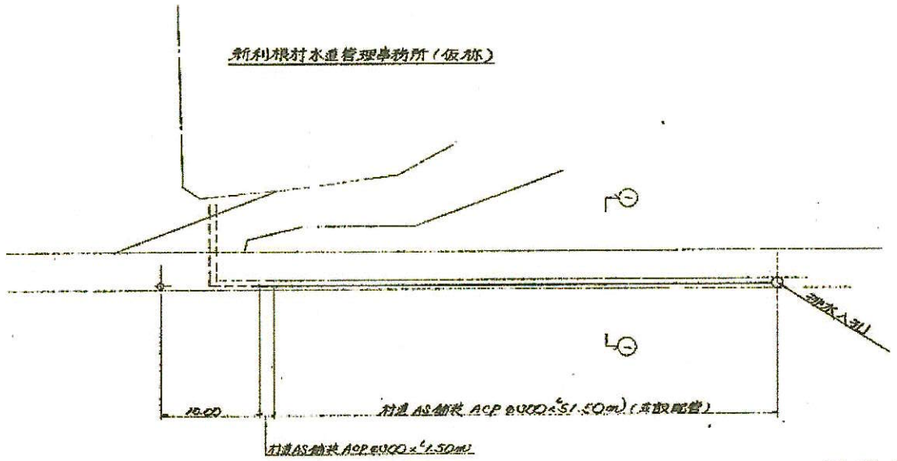

排水管縦断図 縮尺 縦:1/100 横:1/400
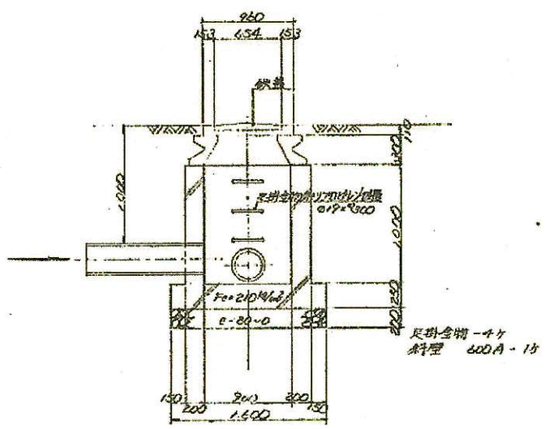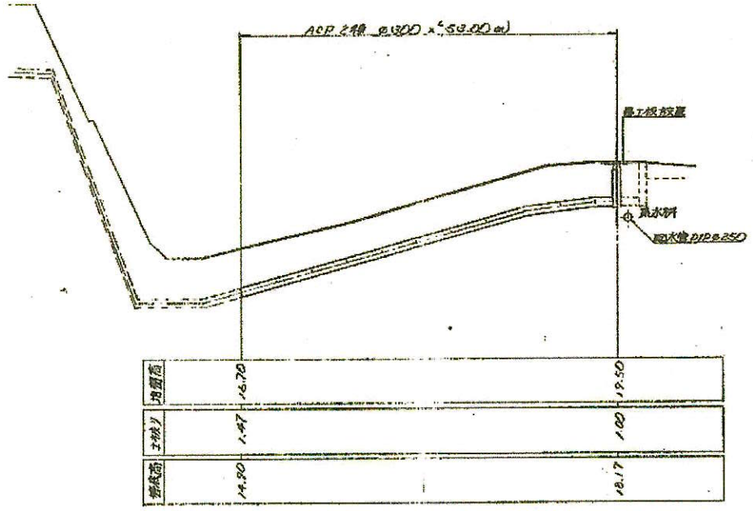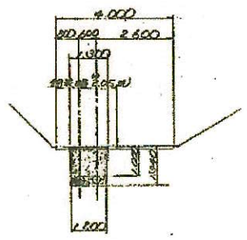
①-①横断図